

2021年10月22日

各位

株式会社 三十三銀行

## 後見支援預金の取扱開始について

株式会社三十三銀行(頭取:渡辺 三憲)は、2021年10月25日(月)より後見支援預金の取扱いを開始しますので、下記のとおりお知らせいたします。

後見支援預金とは、後見人を選任されているお客さま(被後見人)の資産のうち日常生活に必要な金銭とは別に、普段使用しない金銭を管理するための預金です。

本預金は、家庭裁判所の発行する「指示書」に基づく取引(口座開設・払戻し・預入れ・解約等)に限定するため、財産管理の公平性・透明性を図りながら、お客さまの大切な資産を守ることが可能となります。

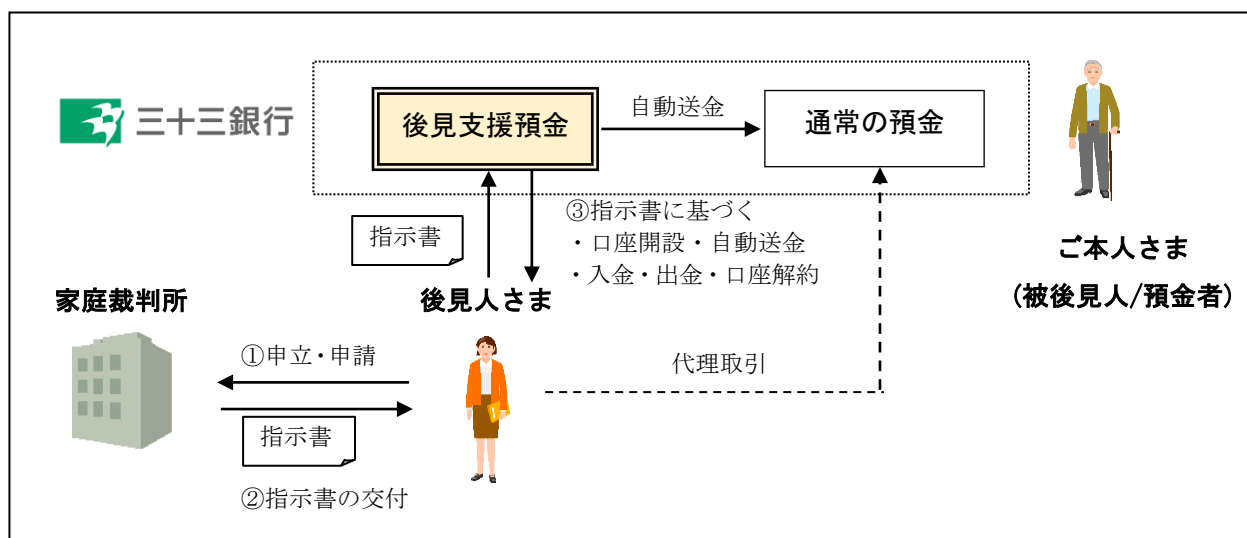
当行は、今後もお客さまの利便性向上につながるサービスの提供に努めてまいります。

### 記

#### 1. 取扱開始日

2021年10月25日(月)

#### 2. 後見支援預金のイメージ



#### 3. ご留意事項

商品の概要については別添「後見支援預金の概要」をご覧ください。

以上

[お問い合わせ先]

担当	営業企画部	大久保	059-354-7126
----	-------	-----	--------------

## 後見支援預金の概要

1. 商品名	後見支援預金
2. ご利用いただける方	成年後見人または未成年後見人で、家庭裁判所から後見支援預金の利用について「指示書」の交付を受けた方（「補助」、「保佐」、「任意後見」ご利用のお客さまは対象外です）
3. 取扱店舗	東京支店、大阪支店、法人営業部（東京・大阪・名古屋）を除く全店
4. 預金種類	普通預金または無利息型普通預金（決済用普通預金）
5. 預入期間	定めはありません。
6. 預入方法等	
(1) 預入方法	家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づきお預入れいただけます。 （お預入れの都度、「指示書」の提出が必要です。）
(2) 預入金額	1円以上
(3) 預入単位	1円単位
7. 払戻方法	家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づき払戻しいたします。
8. 利息	
(1) 適用金利	毎日の店頭表示の金利を適用します。市場の金利水準により随時変更する変動金利です。ただし、無利息型普通預金を選択された場合、無利息となります。
(2) 利払頻度	毎年2月と8月の所定の日に、口座に入金いたします。
(3) 計算方法	毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算（円未満切捨て）により算出します。
(4) 課税方法	・20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）が適用されます。 ・マル優の取扱いはできません。
(5) 金利情報の入手方法	店頭またはホームページ上でご確認ください。
9. 手数料	口座開設手数料：11,000円（税込み）
10. 付加できる特約事項	家庭裁判所から交付を受けた「指示書」により、生活費等を被後見人名義の他の普通預金口座へ定期的に定額を支払うよう指定されている場合は、自動送金サービスをご利用いただけます。
11. 契約の終了	以下のいずれかに該当した場合、契約は終了します。 ・家庭裁判所交付の「指示書」に基づき解約の申し出があった場合 ・預金者が死亡した場合や未成年の預金者が成年に達した場合等、預金者が法定後見制度の適用対象外となった場合 ・預金者または後見人の責めに帰すべき理由により当行が終了すべきと判断した場合 ・普通預金規定および後見支援預金規定に定める解約事由に該当する場合 ・残額が定期的な送金額、手数料額に満たない場合 ・法令の改正等により、本商品の取扱いを継続することができないと当行が判断した場合
12. その他参考となる事項	・全ての取引は家庭裁判所の「指示書」に基づく取扱いとなります。 ・総合口座としての利用ができません。 ・キャッシュカードの発行、インターネットバンキングの契約はできません。 ・口座振替（自動送金サービスを除きます）、給与／年金等の自動受取はご利用いただけません。
13. 預金保険	・本商品は預金保険の対象ですが、全額保護の対象ではありません。（預金保険制度により保護される他の預金と合計して、預金者1人あたり1金融機関毎に元本1,000万円（ただし、三十三銀行では合併に伴う特例が適用され、2022年4月末までは2,000万円）までとその利息が保護されます。） ・ただし、無利息型普通預金（決済用普通預金）は、全額保護の対象となります。
14. 指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 電話：0570-017109 または 03-5252-3772